

## 前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成28年2月22日(月)午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 前橋家庭裁判所大会議室
- 3 出席者

(委員) (五十音順)

石原栄一委員, 梅枝紀子委員, 小沢正明委員, 懸川武史委員, 片野清明委員,  
小林敬子委員, 島田尚登委員, 関口雅弘委員, 角田淑江委員, 永井薫委員,  
藤平和吉委員, 若木香織委員 (以上12人)

(説明者)

前橋家庭裁判所 明珍美樹生次席家庭裁判所調査官

(事務担当者)

勝田和彦首席家庭裁判所調査官, 舟木進首席書記官, 井手本明次席書記官,  
木村陽介事務局長, 長郷文香事務局次長,  
長谷川哲也総務課長, 坪井隆人総務課課長補佐

### 4 議事

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代
- (3) 新任委員のあいさつ
- (4) 意見交換等

テーマ「子をめぐる紛争の解決を目指して」

- (5) 次回期日の指定
- (6) 閉会のことば

### 5 議事経過

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代

(3) 新任委員のあいさつ

(4) 意見交換等

「子の監護をめぐる紛争の実情について」

子の監護をめぐる紛争の種類及び手続，面会交流が争いとなっている事件の実情について説明を行った。

質疑応答

(委員長) 説明内容について御質問などがあれば承ります。

(委員) 家裁調査官の調整，調査の説明のところで，試行的な面会交流というお話がございましたが，具体的にはどんなことをされているのですか。

(委員) しばらく面会交流がなかった事案，若干子どもも嫌がっている事案においてすることが多いです。まず，子どもと同居している親と子どもに家庭裁判所に来てもらい，これから面会交流をしたいと申し立てている親にも来てもらい，家庭裁判所には児童室というものがあるのですが，その中で一緒にして，別居している親と子どもの関係をマジックミラーのついた別室などから観察します。別居している親が，部屋にあるおもちゃを持ってきて子どもへ働きかけて，子どもがどう反応するかというのを少なくとも30分ぐらい観察します。子どもがちょっと嫌がるとか，もっと悪いと泣いてしまうとか，そういうケースでは，様子を見て，やめにするともあると思います。別居している親と子どもにどれぐらい親和性があるのか，面会交流するのに何か問題がないか，別居している親を怖がっているという主張が相手方からあったときには，そういったところが本当にあるかどうか，その辺りを観察します。

(委員) 4年前に比べ2.1倍ぐらい件数が増えているというお話でしたが，裁判所の業務としてもいろんな対応を求められている中で，そういう需要の変化の中で，こういうことをやるべきであるとか，あるいは見直すべきであるとか，そういう検討をされているものは何かありますか。

(委員) 特に検討中と言えるものはないです。面会交流というものは事件によって個性がありますので、1件1件積み上げていくしかないのかなという感じですが。先ほど申し上げたとおり、面会交流というものが子どもの成長にとって重要だということがまだ一般の人にそれほど知られていないので、そこは今後、広報等を通じて、知ってもらった方がいいと思います。他庁では、両親に対して面会交流の重要性を認識してもらうよう、教育的な取組をしている例もあります。

(委員) 親権者、監護者の指定のところで、御本人の意思の尊重、10歳ぐらいを一つの目安としてというお話だったと思うのですが、発達段階とかも含めて考えますと、現実的にはなるほどそういうあたりだと思うのですが、10歳前後と設定している法的な裏付けとございますか、その理由を教えてください。あともう一つ、当然個別性がある幅もあるのでしょうか、知的な発達段階、発達の程度とか、それによって大分差も出てくると思いますので、実務上どのあたりをポイントに、例えば、もうちょっと小さい子でも意見を尊重していたり、あるいは中学生ぐらいになっても意見を汲むかどうかといたり、その辺りを、どんな形で押し引きなさっているのかについても教えてください。

(委員) なかなか難しい問題ですが、10歳前後ぐらいから考慮するというのは10歳ぐらいから尊重するという意味合いです。ですから、もう少し低年齢でも、ある程度は表情とか動作とか、言葉には出なくても、子どもを観察したときに醸し出されるもの、その辺りは考慮します。そういう意味ではかなり低い年齢から一応考慮はするんです。10歳前後小学校4年生ぐらいから、ある程度知能も発達してきて、言語的な能力も発達してきて、自分のこともわかってくるという面が比較的大きいのかなと思います。子どもさんの意思、外部に表れた表現、言葉的な意思を中心に、それなりに尊重しても大丈夫な年齢かなという感じでやっています。ただ、もう少し

低い年齢でも心情などをある程度推しはかれる部分がありますので、一切子どもの事情を考えないというわけではありません。逆に、中学生、高校生、15歳以上ぐらいになると、書面で子どもの意思を判断することもあります。あと、発達障害とかその他の知的障害とか、そういう特殊事情があれば、全くの別考慮で進めていくものだと思います。

「子の監護をめぐる紛争における視聴覚資料の活用について」

調停当事者向けの視聴覚資料「子どものいる夫婦が離れてくらすとき考えなければならないこと」及び「子どものための面会交流に向けて」について説明を行い、同資料を視聴した。

質疑応答

(委員長) このビデオが制作されたのは10年ぐらい前です。事件の当事者に見てもらって、実際にこれが解決に役立っているケースもあるのですが、ビデオの内容とか、中で示されている一種の教示の仕方とか、関係者に限って見せているのですが、御感想や御意見はありますか。

(委員) 最初のビデオはかわいそうですね、ああいう健気な子どもの話は。

(委員長) 離婚が問題になっているような御夫婦というのは、家庭の中でそういう対立関係が日々積み重ねられていて、自分たちが何をしているのかもよくわからない、当然子どものことなかなか視野に入っていないケースが多いので、そういうことも気づいてくださいという意味合いもあるのですが、ちょっと暗いですか。

(委員) なかなかよくできているという印象は受けました。

(委員) 最後に夫の親が出てきて、調停をそれとなく勧めていて、あれはちょっと唐突だなという感じはいたしましたけど。

(委員長) 確かにいきなり出てきましたね。当事者はなかなか子どもの視点から物を見るということができないわけです。だから、子どもの立場というのと考えてみたらとか、子どもの気持ちを考えてみたらという視点での働きか

けも離婚調停などを進める上で非常に重要なのですが、なかなか言葉で説明するのは難しい部分があります。ですから、目と耳と両方から自分たちを客観視していただけるような素材になり得るのではないかという考えで、提供しています。

(委員) ああいう心の変化というのは、割と典型的なものなのではないでしょうか。

(委員長) 実例とか子どもの発達に関するいろんな専門的な研究とか、そういったものも当然下敷きにして作られていると思います。もうちょっとこうしたらいいんじゃないかというような感想を持たれた方はおられますか。

(委員) 前提としてお聞きしますが、最初に見せていただいた離婚に至るまでの夫婦間のビデオは、実際に家庭裁判所で当事者の方に見せたりするのですか。

(委員長) ええ。

(委員) それは、どういう段階の方に見せるのですか。

(委員長) 夫婦の対立、あらゆる点について対立しているケースが多いです。離婚するしない、子どもの特に親権をめぐる争いは非常に多いです。お父さんもお母さんも夫婦の争いのほうに目が完全に向いちゃっているものですかから、子どものことは考えているとおっしゃるし、考えたいという気持ちはあると思うのですが、実際には考える余裕がないわけです。映像でも出ていたと思いますが、もう相手に対する攻撃に目が向いてしまって、脇にいる一番本当は考えてあげなきゃいけない存在を忘れてしまうというケースが多いです。

(委員) 離婚調停中の御夫婦の方にお見せするのですか。

(委員) 離婚前じゃない面会交流だけの事件もありますが、普通はそうです。

(委員長) モデルが小さい女の子ですね。だから、ああいう年齢のお子さんがいらっちゃって、離婚の話し合いがスムーズにいかないケースなど、特に子どものことを本当に重視して物事を考えていってほしいというふう

に思ったときに見せるのでしょうか。

(委員) 今のお話からすると、見せるタイミングもあるのかなと思うのですが、やはり調停中だと冷静に見られるのかなというのが気になります。

(委員長) 確かにそうですね。

(委員) 後半の面会交流のいい例、悪い例が非常にわかりやすかったのですが、そういったものをもう少し落ちついて、離婚後の落ちついた方に見ただくのはいいのかなというふうに思いました。とてもわかりやすかったです。

(委員長) 確かにもう頭がかっとなつているときに、いろいろ伝えようとしても、受け入れる側の心の余裕が余りにもなさ過ぎると、今回のようなものって確かにどうなのかなということはあると思うんです。気持ちの整理ってなかなかできないんですよね。実際、調停をやっていると、調停が成立して、離婚してもしばらくはほとぼりが冷めず、その後にもまた養育費とか、親権者変更とか、面会交流とか、そういった形での夫婦間の対立が新たな紛争として持ち込まれるというケースは珍しくはないです。そういうところでお話を伺っていると、やっぱり当事者の方というのは出発点の、なぜこんなことになっちゃったのかというあたりの納得とか、一種の心の整理というのはなかなか難しい感じがします。視覚的なものは言葉のやりとりをするよりは、割と訴える力は大きいので、それで使っているという面があると思うんです。あれを見たから急に何か頭がすっと冷えて、物事がちゃんと筋道立てて考えられるようになるかといったら、そこまではないです。しかし、夫なり妻なりそういう立場からの視点でしか物が考えられなくなっている状態の人に対して、子どもの視点で見るとどう映るのかということも考えなきゃいけないよと、視点を変えるという効果を狙っているんです。映像でも言っているように、子どもは親の板挟みでとても大変なんですよとか、気を使っているんですよという話は調停やいろんな場面で

裁判所のほうからも言葉ではしていると思うんです。調停委員さんを含めて。でも、なかなかそこに届かないことも結構多いんです。

(委員) 確かに印象は強いですね。ただ文字で書いてあるよりは、追体験しているような見方ができるでしょうから。

(委員長) あの子どもの表情というか、独りぼっちになったエミちゃんの表情が頭に残ればいいのかなどというところもあるんですけど。

(委員) そういう意味で、前半のほうはドラマとしてインパクトがあって、エミちゃんがかわいそうだなとか、エミちゃんの心に入り込めるんですけど、後半のほうは、何か割と、こういうやり方は悪いです、こういうやり方はいいですというだけで、こういうやり方はいいですという方は余りにもいいお父さんとお母さんで、ちょっと信じられないというか、何でこんなんで離婚をしたのかしらという印象を受けました。やはり訴えたいのは、面会交流は子どもの成長にとって大切だということなんですよ。だから、悪い例のときには子どもはどういう気持ちになってしまうのか、もう少し後半のほうでも子ども目線が入った方がいいのかなという気がしました。

(委員長) 後半のビデオで、冷静に、冷静にって言っていますよね。その辺については、何か感じられたことありましたか。親同士で重要なことは冷静に話し合っただけで決めましょうとか、直接言うの嫌だからといって、子どもにまず伝えて、子どもに言わせるようなことはやめましょうとか、いろんな場面で、冷静に対処しましょうというようなことを言っていましたよね。例えば、予定を変えるにしても何をやるにしても冷静に冷静にと言っていましたけど、結局それだけうまくいかないときは、対立の火種が転がっているということを示しているというように思うんです。

(委員) 多分あれができないから問題が起きるのだと思います。子どもにとって、ああやって笑顔で送り出されることとか、予め子どもの今一番一所懸命やっていることを聞いておいて、子どもに話しかけることって大切なことだ

と思うんです。だから、言っていることは大切なことだと思うんだけど、実際それが親としてできるのかなと思います。そうしなければいけないんですよというメッセージまではちょっと伝え切れていないかなと思います。

(委員長) 確かに難しいですよ。面会交流の事件が係属しているときから夫婦や元夫婦から、父親であり母親である立場に転換しましょうというようなナレーションもあったと思います。現実にはなかなかうまく移行できないことが多いのかなという感じはします。それができると本当にいいと思うんですが、最初に説明があったように、夫婦として同居しているときに、単に性格が合わないとかそういうことだけではなくて、例えば暴力があったりとか、片方が片方に対して非常に被害者意識が強いというケースの場合は、やはりそれが面会交流の場でもなかなか話し合いをスムーズに進ませない要因になっているようなところもあるんです。そこは乗り越えていただきたいんですが、みんな苦労しているところなんです。あの映像の面会交流はちょっと何かきれいごと過ぎますかね。やはり親だからといってふと会ってもうまくいかないですが、その辺りの心構えというか、立場の変化とか、その辺を余り意識しないで、同居していたときと同じようにお父さんあるいはお母さんとして振る舞おうとなさる方がやはり多いです。だから、実際に育てている親の教育方針などを尊重するというのもなかなか実際にはおできにならない場合もあります。面会交流の事件というのは、今はまだそういうところに焦点が合わさって、みんなで意識して頑張ってやっていかなきゃいけないというところによやくついたという段階かもしれないです。もう少し面会交流というものについてのみんなの理解というのが基礎にないとうまく定着していかないという感じもするんです。面会交流というものについてのあり方などはどのように思われますか。

(委員) おそらくビデオ後半のいい例と悪い例にしても、悪い例の方もお互いに自分は子どもに愛情を注いでいるつもりでやっているんだと思うんです。

ただ、やはりお子さんからすると、離婚前に対立していたつらい状況を追体験するような面会交流になってしまっているのかなと思うんです。実際に、面会交流がいい形で行われているのかどうかというのをお子さんから聞く機会というのはあるんですか。面会交流を続けていくのがいいのか、あるいはつらい体験を追体験するのであれば打ち切ったほうがいいのか、その辺りを裁判所が判断されることはあるのでしょうか。

(委員長) それはケース・バイ・ケースでして、裁判所が面会交流に関わるとしたら、調停などそういったことを話し合う過程で、別居して暮らしている親と子どもが会うという機会に、裁判所の児童室を使って、面会をやらせてみるとか、あるいは裁判所外で会う機会を持つようにとあっせんして実行してもらって、その次の調停の日に、この前はどうかと聞いて、子どもがとても喜んだから、またやりたいというような場合もあります。うまくいかなかったケースでは、どうしてうまくいかなかったのかを考えて、今度はこういうふうにしてみましようとか調整をします。うまくいったケースでは、お互いよかった、子どもも喜んでいて、実際にその子どもを育てている親が、よかったからまたやってほしいとおっしゃる方もいるので、いろいろなのですよね。事件として係属している間に面会交流が調停期日の間に行われるという場合は、裁判所でフォローすることはできるのですが、もう手を離れてしまうと、その後また何かもめて裁判所にやってきたときでないと関わられません。

(委員) 警察では、いろいろ事件などの届け出を110番などで受ける場合に、市民の方から相談受けることがあるんです。ざっと相談件数、昨年1年間だと5万5000件ほどあるのですが、そのうち離婚だとか、家にかかわるものというのは349件あります。そのうち離婚問題に関して子どもがかかわるものは去年1年間で51件ありました。内訳を見ますと、まず子どもの親権にかかわるものが19件、別居中もしくは離婚後の子どもとの

面会にかかわるものが14件です。警察なので、暴力を振るえば次は逮捕するぞとか、ばかなことはするなという指導はするんですけども、子どもの気持ちを考えろというような専門的な指導はできないんです。そういう相談のときに、裁判所にいいビデオがあるから相談してきなさいというように申し上げてよろしいですか。

(委員長) それはうまくいかない方に参考にしていただくという趣旨ですよ。

(委員) いろいろきれいごと過ぎるとかいろいろお話ありましたけども、全然こういうのに触れたことのない人にとっては、初めて見たときは、なるほどと少しは考えるんじゃないですかね。いい啓発になる気がします。

(委員長) ビデオで言っている内容の大半を受け入れてもらうことを望むのはなかなか難しいですが、ほんの少しでも心に残ることがあったらいいなという趣旨で見てもらっています。ただ、警察まで連絡が行くような事件はやはり相当深刻なケースなのですよ。

(委員) 今は警察への相談は敷居が低くなっていると思うんです。弁護士さんに頼むとお金かかりますし。割と気楽に相談してくれるんですね。

(委員長) そうすると、刑事事件として立件できる段階よりも少し前の段階で相談してくれるということですか。

(委員) 本当に気楽に相談してくれます。今は民事事件とかこういった夫婦間の問題は、相談が非常に多いです。

(委員長) それは、110番にですか。

(委員) 110番にもありますし、普通の電話で来たり、警察を訪ねてきたり。

(委員長) そういう相談を警察では受け止めてくださっているということですか。

(委員) まずは事件を起こすなよという観点になってしまうんですけども。

(委員長) そういう状況は、県警でそういう相談窓口があるよという情報提供などをされているからですか。

(委員) いえ、今は一般の方が警察に遠慮をしなくなっているんだと思いま

す。

(委員長) 警察というのは多方面に期待をされているんですね。

(委員) 警察に来る相談というのはどんな内容のものが主流なんですか。面会交流のほかには。

(委員) 例えば、娘の親権を相手にとられそうなのでという相談も受けますし、別居中の夫が子どもを連れていっちゃったというものもありますし、相手が親権持っていっちゃったんだけど、やっぱり取り戻したいとか。元夫が子どもを会わせてくれないとか、養育費を決めて払っているのに相手が増額を要求してくるけどどうしたらいいですか。そんな相談が来ています。

(委員長) そうなんですね。裁判所は数が少ないからか、やはりなじみが薄いんでしょうか。裁判所より警察の方のほうが身近に、親身になってくれそうだという期待を持っているということでしょうか。

(委員) 期待を持って来てくれているんでしょうけど、そこまでの専門的なことを御指導できませんので、機会があれば、いいビデオがあるよと、一度裁判所で見てみたらどうですかとよろしければ宣伝いたします。

(説明者) 後半のビデオは、裁判所のホームページで見られるようになっています。

ただ、前半のエミちゃんのビデオは、あれは職員がついて見せるというのを条件に作られており、ちょっと気持ちが重たくなるものですので、通常、裁判所の中でのみお見せするような形にしております。そのように御紹介いただければけっこうです。

(委員長) 実際にはエミちゃんのビデオというのは、どれくらい利用されているんですか。

(説明者) そんなにしょっちゅうは使っておりません。ただ、調停の空き時間を利用できるときには使っておりますし、関心があるのでちょっと見ていきますということをおっしゃっていただければ、調停終わってから見ていただく、あるいはまた別の日に来ていただいて、見ていただくということもや

っております。

(委員長) 効果のほどは、どういう感想を持っておられますか。

(説明者) 効果はあるんじゃないでしょうか。感想などを聞いたり、その感想をもとと一緒に話したり、調停の中でまた調停委員の先生方が話題にしたりして初めて効果が生まれてくるのかなという気はします。あれ単体で見ただけではなかなか効果は得られません。あと、エミちゃんのビデオは、裁判所の職員がついて見ていただくように作られているものなので、実際に申立てがあって初めて見られます。

(委員長) 何かビデオの内容について、もうちょっとこういうふうにするともっと効果が上がるのではという感想はありますか。

(委員) 前半のエミちゃんのビデオについては、あれは見ていて子どもの表情も出ていて、こういう意味があるのかと認めることはできるんですが、後半のビデオは、よい例と悪い例の繰り返しで、趣旨が余り伝わらないというか、後に残らないような感じが強いです。養育費を払うのが遅れるということをお母さんが子どもに言うかどうかは、それはそれで一つの事例の紹介ではあるけど、見ている者には、ちょっと展開が速過ぎるかなと、前半に見たビデオの趣旨をみんながわかれば、いろいろ考えるところは多いのではないかなという感想を持ちました。

(委員長) ありがとうございます。ビデオを始め、いろいろ合わせ技で子どもにとってできるだけよい解決ができるように奮闘しているところですが、今日皆様からいろいろ伺ったお話を踏まえて、今後も、子どもを巡る深刻な紛争の解決に私どもも全力を尽くしてやっていきたいと思っております。